



陳 述 書 (2)

2007年10月1日

東京地方裁判所民事部 御中

被告本人

津田哲也

1. はじめに

私がインターネット上に『増田俊男,サンラ・ワールド,SIC』投資被害対策室』をはじめとする3つのブログ(以下、「津田ブログ」)を立ち上げた直接のきっかけは、『サンマス・ブログ』と『サンマス研究会』という2つのインターネット・サイトの閉鎖であったことは、本年8月27日付『陳述書(1)』(乙9号証)で述べさせていただいたとおりです。

他方、私は、本件訴訟の訴因となっている津田ブログに引用した『財界展望』2002年9月号の『投資の神様』は本当か? 出資法違反も疑われる有名評論家増田俊男氏が集めた『四〇億円』(甲2号証・以下、「財界展望記事」と題する記事)について、増田俊男氏(以下、「増田氏」とサンラ・ワールド株式会社(以下、「サンラ・ワールド社」)側との間で示談書(甲3号証)に署名しております。

にもかかわらず、再び増田氏らを対象とした批判記事を執筆し、ネット上で公開するに至ったのには、以下のような相当の動機と理由があったからです。

- ① 2003年1月、林俊明氏が神奈川県警高津警察署から出頭を求められたことで、財界展望記事のなかに書いた「公認会計士脅迫事件」の存在が明らかになっていったこと
- ② 『サンマス・ブログ』と『サンマス研究会』に掲載されていた資料と情報が、財界展望記事の内容が事実であったこと裏づけており、あらためて独自に調査することによって、増田氏とサンラ・ワールド社が展開する商法に違法性が疑われることを強く再認識したこと
- ③ サンラ・ワールド社の投資被害が、以前にも増して拡大していたこと
- ④ 増田氏とサンラ・ワールド社の商法の実態を暴き、真実を報じることが投資被害の拡大を防止し、ひいては公共の利益と社会正義につながるものと判断したこと

上記のうち、①については██████氏の『陳述書(1)』(乙5号証)と大野裕弁護士作成による██████氏聴取にかかる『報告書』(乙7号証)、および私の『陳述書(1)』(乙9号証)に記述したとおりです。

本陳述書においては、②から④の事由について、詳しく述べさせていただきます。

2. パラオ共和国の投資案件

(1) 私は、昨年6月に『サンマス・ブログ』と『サンマス研究会』の存在を知り、その記事を読覧し、最初に関心を持ったのは、『サンラ国際信託銀行』と『P G I』(パラオ・ゴルフコース・インク)に関する情報でした。

この2つの法人はともに、増田氏と江尻真理子氏(以下、江尻氏)がパラオ共和国に設立したサンラ・ワールド社のグループ会社であり、同氏らが日本国内で出資金集めの募集・勧誘を行った初期の案件でもあります。そして、財界展望記事の取材・執筆をした2002年当時の私が、増田氏とサンラ・ワールド社が展開する出資金集めの違法性を疑う根拠としていた案件でした。

とくに『サンラ国際信託銀行』に関しては、増田氏と江尻氏が同銀行に関する法的手続きを『長島・大野・常松法律事務所』に所属する弁護士に依頼しようとしたところ、「出資法などの国内法に違反する疑いがある」との理由で受任を断られていた事実を、私は知っていました。

また、『P G I』についても、増田氏らとパラオ共和国へ行ったことのある桂木氏から、「出資金だけ集めて、ゴルフ場は着工していない。予定地とされる土地は、交通手段がないどころか、道路すら通っていない原野で、完工することはまず不可能」という情報を得ていました。

そのため、私はパラオ共和国の2つの案件での出資金集めは、ともに出資法に違反する疑いのほか、収益もないのに集めた出資金から配当を支払う「蛸配当」もしくは「自転車操業」も疑われるのではないかと思いました。その疑惑は、財界展望記事に執筆したとおりです。

しかし、同記事の取材に対して、増田氏は以下のような回答をしていました。

『P G I』については、

- ① 日本の出資法に抵触しないよう注意し、S I C会員だけを対象に、優先株式300万米ドルへの出資を募りました。
- ② 2002年完成予定も遅れ、ゴルフ場の工事も遅れています。ただし2年以上遅れることはありません。
- ③ 出資者への配当は年1割が保証されており、最終許可取得により不動産価値が倍増していることから、毎年1割の無償株配当を継続しています。

『サンラ国際信託銀行』については、

- ① 資本金の募集は、S I C会員だけを対象に行いました。ただし、会員に対しても、いわゆる営業的行為は行っていません。
- ② 預金は株主を中心に受け付けており、現在年利 12%で回転しています。
- ③ 初年度から大幅な収益があり、株主に対して 14%の配当を行いました。

増田氏の回答は、いずれの案件についても日本の出資法を意識してか、「S I C会員だけを対象に」という点を強調して適法性を主張し、かつ出資者に対して配当できる利益の存在を示していました。

- (2) ところが、昨年 6 月に『サンマス・ブログ』と『サンマス研究会』から得た情報は、4 年前の財界展望記事に掲載した増田氏の言い分を根本から否定するものでした。保存しておいた『サンマス・ブログ』のファイルから、『P G I』と『サンラ国際信託銀行』に関する詳しい情報が掲載されたページをプリントアウトして、〔資料 1〕として本陳述書に添付いたします。このページは、同ブログの管理者の執筆ではなく、『向陽社』という団体が寄稿した記事の特集ページです。『向陽社』はパラオ共和国と縁のある団体であり、現地調査で収集した情報と証拠に基づいて書かれた記事ですから、確度と信用性は高いものと、私は判断しました。

〔資料 1〕の 3 ページ目から、「パラオの投資話は、総て嘘！」と題された記事が掲載されています。この記事の『P G I』に関する記述をみると、2005 年 12 月中旬の時点でゴルフ場の開発許可は取り消されており、建設予定地には、すでに民家が建っていたとされています。

財界展望記事の取材に対して、増田氏が回答した「2 年以上遅れることはない」とする説明どおりならば、ゴルフ場は 2004 年までに完成していなければなりません。ところが、それは実現しなかったばかりか、〔資料 1〕の同記事は、サンラ・ワールド社が道路舗装工事の碎石置き場の写真を「クラブハウス工事現場」と偽って、投資資料などに掲載していたと指摘していました。それが事実だとすると、きわめて悪質です。

増田氏とサンラ・ワールド社は、完成の見込みがないことを承知のうえで、投資者を欺いて出資金を集め、収益もないのに「蛸配当」をつづけていた疑いも浮かびます。

他方、『サンラ国際信託銀行』については、〔資料 1〕の 5 ページ目以下に「パラオ政府が増田俊男・サンラ信託銀行の銀行免許を取り消し」と題する記事を載せています。この記事中に張られたリンクから確認できますが、同銀行の免許は、2005 年 1 月 6 日にパラオ共和国政府によって取り消されていたのです。

私は、〔資料 1〕の記事を、無批判的に鵜呑みにしたわけではなく、津田

ブログの開設に際し、独自に調査をして裏づけを取っています。

昨年 10 月 1 日には、増田氏とサンラ・ワールド社に対する予備取材を継続中の写真週刊誌『フライデー』（講談社）編集部の承諾を得たうえで、在京パラオ共和国大使館に対して、『P G I』と『サンラ国際信託銀行』に関する質問状〔資料 2〕を送っています。

そして、その質問に対する回答書が〔資料 3〕です。残念ながら、在京パラオ共和国大使館からは、質問事項に対する回答は得られませんでした。そこで私は、パラオ共和国国務省外務局へ質問状を送るとともに、国際電話で同国政府関係者に問い合わせをしています。

国務省外務局からの公式な返信は得られませんでした。政府関係者に対する電話取材では「ゴルフ場は、スコップひとつ入れておらず、工事を行った形跡はまったくない。サンラ国際信託銀行は、確かに免許を取り消されており、第三者へ譲渡する話が出ていると聞いている」などというような証言を得て、〔資料 1〕に掲載されたパラオ関連の記事が事実であることを確認しました。『サンラ国際信託銀行』が、パラオ共和国金融機関委員会によって銀行免許を取り消されている事実を示す確かな証拠として、「OCC ALERT（通貨監督庁特別警報）」を〔資料 4〕として添付いたします。

サンラ・ワールド社は、銀行免許を取り消される直前の 2004 年 11 月 29 日、「S I C（サンラ・インベストメント・クラブ）ニュース」〔資料 5〕なる文書を投資家に配布して、『サンラ国際信託銀行』の株式 138 万株（約 1 億 6000 万円相当）の募集をしていました。

しかも、同日付の「S I C 緊急ニュース」〔資料 6〕と題する文書では、Q & A 方式で「2005 年もさらに好業績になる見込みですので 15% 配当は維持できる予定です」などと高配当を謳い、投資を煽っていたのです。これは、財界展望記事の取材に対して増田氏が回答した「会員に対しても、いわゆる営業的行為は行っていません」という弁とは、あきらかに矛盾した行為です。

この『サンラ国際信託銀行』株式募集は、その 1 ヶ月余りのちの免許取り消しを予測していなかったからではないと、私は思います。なぜなら、増田氏とサンラ・ワールド社は、銀行免許が取り消された 2005 年 1 月 6 日以降も、その事実を投資者に発表せず、清算をしないまま、何食わぬ顔をして『サンラ国際信託銀行』株式の配当金を支払いつづけているからです。〔資料 7〕は、サンラ・ワールド社社長の江尻氏が、昨年 9 月 9 日付で投資者の一人に送った文書です。この文書を見れば、銀行免許が取り消された以降の 2005 年 2 月と 2006 年 2 月に、それぞれ 2800 ドル（14 パーセント）ずつの配当金が支払われていたことがわかります。

そして〔資料 8〕は、『サンラ国際信託銀行』株式の売却をサンラ・ワールド社に申し入れた別の投資者に対して、同社の海外事業部責任者である熊谷喜代美氏が昨年 10 月 26 日付で送った文書ですが、すでに存在してい

ない『サンラ国際信託銀行』の株式を依然として、サンラ・ワールド社が
売買もしくは斡旋していることが窺えます。

投資者を故意に欺くこれらの行為は極めて悪質であり、捜査当局のその
旨は了知済みであり、捜査を継続中であると聞いております。

3. サンラ・インターナショナル・ホールディング社（S I H）

- (1) 増田氏とサンラ・ワールド社が、『サンラ国際信託銀行』の銀行免許を取り
消されたのちに継続したのは、同銀行の株式投資を名目とした出資金の預か
りだけではありません。預貯金の受け入れ、金利の支払いといった銀行業務
をもつづけていたのです。

銀行免許が取り消される直前の 2004 年 12 月 20 日、サンラ・ワールド社
は『サンラ国際信託銀行東京連絡事務所』を発信人名として、「サンラ国際信
託銀行からのお知らせ」〔資料 9〕と題した勧誘文書を顧客に送っていました。
この文書でサンラ・ワールド社が勧誘した金融商品は、『ハワイ円ベース特別
定期預金 Part 6』と『パラオ特別定期』という、ともに元本保証・固定金利
の 1 年満期の定期預金です。

この『サンラ国際信託銀行』の 2 つの商品のうち、『ハワイ円ベース特別定
期預金』は、「Part 8」として、現在も運営されつづけているのです。ただし、
その胴元として使われている社名（行名）は『サンラ国際信託銀行』から、
同行の持ち株会社と称する『サンラ・インターナショナル・ホールディング
社』（Sunra International Holding Ltd.・以下、S I H）へと変わり、商品
名も『ハワイ円ベース特別ファンド』に変更されています。

胴元と商品の名称が変更された時期と過程を示す証拠が、〔資料 10〕～〔資
料 13〕です。まず、2005 年 11 月 14 日付の〔資料 10〕を見ると、商品名は
旧称の『ハワイ円ベース特別定期預金 Part 6』ですが、発信元に使われてい
る社名は『Sunra International Holding Ltd.東京連絡事務所』となっており、
銀行免許取り消しとなる以前の 2004 年 12 月 20 日付で発信された〔資料 9〕
の「サンラ国際信託銀行からのお知らせ」に使われた『サンラ国際信託銀行
東京連絡事務所』から変更されています。そして、〔資料 11〕の「ハワイ円ベ
ース特別ファンド Part 7 申込書」から、商品名は「預金」から「ファンド」
と改められ、現在の「Part 8」〔資料 13〕に至ります。

- (2) この名称変更の過程でも、サンラ・ワールド社は顧客や預金者に対して『サ
ンラ国際信託銀行』の銀行免許が取り消された事実を隠したまま、「Part 7」
の募集を行って預金を預かったのです。

増田氏とサンラ・ワールド社が、『サンラ国際信託銀行』の廃業を発表した
のは、銀行免許を取り消されてから 1 年半を経て、ようやくのことでした。

それは、2006 年 7 月 30 日と同年 8 月 1 日の両日に開催された「第 50 回 S
I C 定例会」のなかで行われています。しかし、その発表でさえ、パラオ共
和国政府から銀行免許を取り消されたことについては一切触れず、事実を止

確に伝えるものではありませんでした。

同定例会の要旨がまとめられた「第50回S I C定例会のご報告」〔資料14〕と題する顧客向けの報告書の3ページ目に、「7.S I H（サンラ・インターナショナル・ホールディング）について」という小見出しをつけて、このように記されています。

海外事業部 熊谷よりご説明

- ★ S I H（サンラ・インターナショナル・ホールディング）は、S I B T C（サンラ国際信託銀行）が米国銀行法によってハワイでの融資業務が出来ないことから、S I B T Cの100%持株会社、Sunra International Holding Ltd.（S I H）を作り、S I B T Cの債権債務をすべて移管しました。その結果、S I B T Cはパラオ政府の銀行ライセンスのみを持つ、いわばペーパーカンパニーとなりました。そこで、パラオ政府の許可が下り次第、ライセンスだけを第三者に譲渡することにしました。

先般開催されたP G I株主総会でP G I株式とA R I U S 3 D株式を1対1で交換できることが決まり、実行されたため、我われは事実上撤退したことになります。8年間にわたるパラオでの経験から、あまりにもカントリーリスクが多いことが分かったための決断です。

一見、もっともらしい説明のようですが、『サンラ国際信託銀行』の身売りをする理由を「米国銀行法によってハワイでの融資業務が出来ないこと」とするのは合理性に欠けます。実際は、銀行免許を取り消されたことによって、S I Hに債権債務のすべてを移さざるを得なかったのでしょう。ところがサンラ・ワールド社は、この発表の1年半も前に銀行免許を取り消されていた事実を隠しとおしたまま、適当な虚偽説明で投資者を欺き、パラオ共和国からの撤退宣言をしたのです。

これは、パラオ共和国の投資案件に出資していないS I C会員にとっては、実害はなかったのかもしれませんが、しかし、『ハワイ円ベース特別定期預金（ファンド）』の出資者（預金者）に対しては、重大な説明義務違反であると思います。

サンラ・ワールド社が『サンラ国際信託銀行』の株式募集を行った2000年6月に、増田氏が「サンラ国際信託銀行取締役会長」の肩書きで、サンラ・インベストメント・クラブ（以下、S I C）会員に配布した「サンラ国際信託銀行（パラオ共和国籍）株式募集について」〔資料15〕と題する文書に、このような一文が記されています。

預金保証につきましては Bank Pacific（本店グアム、メンバーF D I C）と提携しておりますので米国連邦預金保証機構の保証対象となり、預金額10万ドルまでは米連邦政府の保証を受けることになります。また10万ドルを超える預金の保証については世界のトップクラスの銀行と交渉中です。

増田氏らの説明を信じていた預金者は、「Part7」の申込期日だった 2005 年 12 月の時点で銀行免許喪失の事実を知らされていなかったのですから、「米連邦政府の保証」という安心を担保に大金を預けた人も少なくなかったはずですが、もしも、サンラ・ワールド社が経営破綻するなどしていたとしたら、「Part7」の預金者は、資金を回収できない事態となっていた可能性もあったのです。事実、サンラ・ワールド社に「Part7」の解約を申し入れた投資者に、約定の期日を過ぎても解約金が払い戻されずにトラブルとなったケースもあることを、私は確認しており、その証拠資料も手元にあります。『ハワイ円ベース特別定期預金（ファンド）』は「Part7」から「Part8」へ移行する昨年末の時点で、破綻同然の状態に陥っていたのです。

サンラ・ワールド社の増田俊男事務局から、「Part7」の預金者へ宛てて今年 1 月 30 日付で発信された「増田俊男からのご報告とご提案」〔資料 16〕という文書があります。この文書の 1 枚目には、増田氏の言葉で、こう書かれていました。

〇〇様の他に本 Part7 に投資された方は 169 名で投資総額は 1,558,529,484 円でした。そのうち Part7 の元利合計を Part8 への移行を希望された方が 80 名で、その移行金額は 688,003,780 円でした。

そして、同文書 2 枚目の「増田氏からのご提案」という小見出しのつけられた項には、つぎのような記述があります。

Part7 の償還額 620,002,043 円は 2003 年 4 月以降 Right Star の支払い金利は返済日に先送りになった為、配当ならびに返済は新規募集 Part8 で賄うことになった。

1 月 31 日現在で Part8 の応募額との差額 577,928,443 円の不足金が発生した。

以前から不足分については TMG（マイク・ネコバ）からファイナンスできるとの連絡があったため安心していたところ、ファイナンス会社（米大手保険会社の子会社）から不動産鑑定書が古い（2001 年 10 月）ため新たな鑑定書が必要であると連絡があり、それには約 2 ヶ月かかることがわかりました。そのため償還金支払いに支障をきたすことになりました。

つきましては、貴殿の償還総額〇〇円を Frontier One LLC（増田）に貸付けてくださるようご配慮くださると幸いです。

ようするに、「Part8」の応募額が「Part7」までの定期預金（ファンド）の預かり金総額に約 5 億 7800 万円満たないため、「Part7」の解約申込者に対する元本と金利の償還ができない。その解約償還金相当の債権を、増田氏と江尻氏が米国ハワイ州に所有・経営する『フロンティア・ワン社』（Frontier One LLC・資料 17）に貸付してほしいというのです。そして、この〔資料 16〕の「増田俊男からのご報告とご提案」と題された文書には、『フロンティア・ワン社』を借主とする「金銭消費貸借契約書」が添付されていました。

「Part7」から「Part8」への移行の段階で、出資者（預金者）数が半減したのは、「Part7」の運用中に「第 50 回 S I C 定例会」で、『サンラ国際信託銀行』が消失したことが発表され、「米連邦政府の保証」という信用の要がなくなった

ことが大きく影響したのだと思います。

そして、「Part7」の解約申込者に対する償還金借り入れの申し込みは、取り付け騒ぎを抑えるために講じた苦肉の策だったのかもしれませんが。しかし、年利15%にくわえて、『ライトスター社』(Right Star)に対する融資から得られる純利益の50%を支払い、さらに『フロンティア・ワン社』が所有する約33億円の貸付債権を担保として差し入れるという、自殺行為ともいえる異常な条件を提示しています。

『ライトスター社』に対する融資には、『ハワイ円ベース特別定期預金(ファンド)』の資金が充てられていたはずですから、その利益分配の約束は、「Part7」を解約せずに継続した「Part8」の出資者(預金者)や『SIH』株主の利益を脅かす行為といえるのではないのでしょうか。

この、『SIH』株主の利益を損なうおそれのある金銭貸借契約を結ぼうとする一方で、サンラ・ワールド社は今年2月14日付で、同株主に対し、発信人をSunra International Holding Ltd.とした「Sunra International Holding Ltd.

(SIH)株主の皆様へ」(資料18)と題した文書を送っています。この文書では、「Part7」の償還金を支払えず、高利の債務に置き換えようとしている事実など、重要なリスク説明をまったくしていないどころか、同文書2枚目の上から3行目にあるように「SIH株主様にチャンスができました」と煽り、『SIH』株式の投資元本や配当を「Part8」へ転換させようとする勧誘を行っているのです。

都合の悪い情報はひた隠し、虚偽の説明をして投資を煽るという、増田氏とサンラ・ワールド社の商法の本質があらわれた文書といえます。

また、『フロンティア・ワン社』の資産は、増田氏と江尻氏の個人が、すべてを所有しているのではないはずです。サンラ・ワールド社は、数多くの投資案件の募集・勧誘を日本で行っていますが、その投資者または出資者の資産を統括して預かる会社です。「Part7」償還金の借り入れの担保とされる約33億円の貸付債権に、日本の投資者(出資者)の資金が流用されていたのだとすれば、それは背任行為にあたる恐れもあるのではないかと私は思います。

さらに、「Part7」から「Part8」への移行で生じた不足額の穴埋めをするための借り入れで、その借主が『ハワイ円ベース特別定期預金(ファンド)』の胴元であるはずの『SIH』ではなく、『フロンティア・ワン社』なのかという点についても、おおいに疑問です。

4. アジアン・ドリーム社(ADI)

そもそも、『SIH』という会社が、実在するのかわかきえ疑わしいのです。その疑惑については、[資料1]の『サンマス・ブログ』4ページ目からの「Asian Dreamって何だ?」という記事の中で触れられていました。『アジアン・ドリーム社』(Asian Dream, Inc.・以下、ADI)という会社と『SIH』は、ともに住所も電話番号も同一であり、それはソプリンという別会社のもので、『SIH』も『ADI』もペーパー会社であると、この記事は指摘して

います。

この情報についても、私は自身でも調べて、津田ブログ開設前に事実関係を確認しました。『ADI』とは、数あるサンラ・ワールド社のグループ会社のなかで、「日本側の投資家の代理人」と称された会社です。サンラ・ワールド社が、日本で募集・勧誘・販売した投資案件で、申し込みの受付から、投資金または出資金の受け入れ、その投資（出資）先の有価証券の預かり、「預り証」の発行、配当金の支払いまでを行う会社でした。それらの業務は、現在では『フロンティア・ワン社』などに移行されていますが、津田ブログを開設する以前は、サンラ・ワールド社の扱う、ほとんどの投資案件に『ADI』が介在していたのです。

私は、『ADI』の実態を解明することが、増田氏とサンラ・ワールド社の商法の違法性を証明する手がかりになると考えていました。同社の「定款」は手元にはありませんが、タークス&カイコス諸島に本店登記されています。しかし、マネーロンダリングや脱税などの犯罪に悪用されることの多い、租税回避地に設定された「ノミニー」（匿名のペーパー会社や銀行口座）であるため、真の所有者名は記載されていません。

サンラ・ワールド社は、日本の出資法などの法規制を意識してか、この『ADI』について、自社とは無関係の外国会社というポーズをとっていました。

投資者に送られた投資勧誘や事務連絡の文書に「Asian Dream, Inc.」の連絡先として国内の電話番号が書かれていたことから、その頃ちょうど、増田氏とサンラ・ワールド社に対する予備取材をしていた『週刊現代』（講談社）を代理して、私は昨年8月2日、『ADI』の連絡先とされていた「03-3955-2121」の番号に問い合わせをしました。ただ、『ADI』の代表者の氏名と本社の電話番号を尋ねるだけの目的で電話をかけたのですが、つながったのは、なぜかサンラ・ワールド社でした。その通話のやり取りは、以下のようなものでした。

- 「はい、サンラ・ワールドです」
—アジアン・ドリームさんでは？
「あ、はい、代理です」
—アジアン・ドリームのタークス・カイコス諸島の本社と、香港の営業所の電話番号を教えてください。
「タークス・カイコス？ あの、ちょっと待ってください」

しばらくして、別の年配の女性が電話に出る。

- 「あの、どういう用件ですか」
—週刊現代の取材です。
「どういう趣旨の取材でしょうか」
—それは、タークス・カイコスの本社か香港に質問するので、電話番号だけ教えてください。
「こちらではわからないんです」

—わからないって、アジアンの代理といいながら、電話番号がわからないのはおかしいでしょう。

「どんな用件ですか」

—取材の趣旨は、本社に告げます。企業の連絡所を名乗って、連絡先を教えないのはおかしい。

「あ、その、答えられないんです」

—答えられない？ なぜ？

「あ、いえ、すぐにはわからないんです」

—では、タークスか香港の代表者か担当者の名前だけでも教えてください。

「それは調べないと...」

—電話番号も、代表者の名前もわからないというのは変でしょ。

「どういう用件ですか」

—だから、それはタークス・カイコスか香港に言います。

「どちらさんと、おっしゃいました」

—津田です。

「こちらから、調べて連絡しますから、電話番号を教えてください」

この電話のやり取りで、私は、サンラ・ワールド社が詐欺的な会社であるという印象を強く受けました。

前述したように、サンラ・ワールド社は日本の投資（出資）者に、総額で数十億円か、あるいは数百億円を『AD I』に送金させているのです。そして、投資（出資）者は、投資（出資）先の会社に投資（出資）をして、その株式などを保有しているつもりが、実際には『AD I』の発行した「預り証」〔資料 19〕しか渡されていないのです。

その『AD I』が、代表者の氏名すら公表しない正体不明のペーパー会社なのですから、万が一、サンラ・ワールド社が経営破綻や雲隠れするようなことにでもなれば、投資（出資）者は、投資（出資）先の会社に権利を主張することもできません。

のちに『AD I』は、増田氏と江尻氏が所有する「ノミニー」だったことが判明しています。

投資（出資）の募集・勧誘をする会社と、預り金と配当の支払いをする会社の経営者が同一なのですから、無関係の別会社を装った『AD I』を使った商法は、私には「悪質な脱法行為」としか思えません。そんな増田氏とサンラ・ワールド社の商法が、出資法や証券取引法などの国内法に違反するのかどうかについては、司法が判断することです。

しかし、増田氏とサンラ・ワールド社が、虚偽の情報をもって投資（出資）者を錯誤に陥らせ、きわめてリスクの高い投資（出資）をさせていることは事実であると、私は判断しています。

膨大な量のサンラ・ワールド社の投資資料から、サンラ・グループにおける『AD I』の役割と住所、電話番号を示す証拠を抜粋し、〔資料 20〕～〔資料 23〕として添付いたします。

この4枚の文書には、『AD I』の香港の住所が記されています。

Suites 1-3, 16/F Kinwick Centre 32 Hollywood Road, Central Hong Kong
TEL852-2542-1177

そして、『S I H』（資料 24）の住所は、以下のようになっています。

Suites 1601-1603, Kinwick Centre 32 Hollywood Road, Central Hong Kong
Phone:852-2542-1177

ビルの部屋番号の表記の仕方が違っていますが、1601-1603 号室と 16 階の 1-3 号室は同じ意味で、まったく同一の住所であることがわかります。電話番号も同じです。そして、この住所と電話番号は、『ソブリン・セクレタリーズ（香港）社』（Sovereign Secretaris 《Hong Kong》 Ltd.）という連絡事務代行会社のものであることは、以下のリンクからも確認できますが、プリントアウトしたものを〔資料 25〕として添付いたします。

Sovereign Trust (Hong Kong) Limited

<http://www.sovereigngroup.com/contact-sovereign/worldwide/offices/asiahongkong.htm>

入手した証拠資料とつき合わせることで、〔資料 1〕『サンマス・ブログ』の「Asian Dreamって何だ？」という記事の情報が、正確であったことを私は確認しました。さらに昨年 8 月、中国語と英語の堪能な人物に依頼して、『ソブリン・セクレタリーズ（香港）社』の「852-2542-1177」の番号に電話をかけてもらい、『ADI』も『S I H』も、ともに資料に記載された住所に事務所が存在していないことも確かめています。

さらに、その後、『S I H』については法人登記の有無を調査しています。その結果、『ソブリン・セクレタリーズ（香港）社』の住所に限らず、香港じゅうのどこにも、「Sunra International Holding」の商号の法人は確認できませんでした。そこで、念のために米国ハワイ州の登記も調査しましたが、やはり同名の法人は存在していません。この調査の際に偶然に発見したのが、『S I H』と同名の「商標登録」でした。「Sunra International Holding」の商標の登録状況は、以下のリンクから閲覧できますが、プリントアウトしたものを〔資料 26〕として添えさせていただきます。

SUNRA INTERNATIONAL HOLDING

<http://hbe.hawaii.gov/cogs/details.html?t=TNMR&fn=43838+C5&c=4046411>

以下は、「Sunra International Holding」の登録商標の概要を和訳したものです。登録者の『ADI, LLC』（資料 27）とは、「Asian Dream, Inc.」の略称と紛らわしい商号で、昨年 3 月に増田氏と江尻氏がハワイに設立した会社ですが、返金請求者に対する銀行送金の名義に使われていることが確認できている以外、詳しい業務内容は現在のところ不明です。

【商標名】 SUNRA INTERNATIONAL HOLDING
【整理番号】 43838 C5
【証明書番号】 4046411
【状態】 活動中
【目的】 投資
【分類】 0-選択区分なし
【有効期限】 2011年9月4日
【登録年月日】 2006年9月5日
【登録者】 ADI, LLC
【代理人】 江尻眞理子
【代理人住所】 1001 BISHOP ST STE 2690, HONOLULU Hawaii 96813, U.S.A.

他の国や地域を探せば、どこかに登記されているのかもしれませんが、投資（出資）者から億単位の巨額の預かり金をしている会社の本店所在地さえ、調べてもなかなか判明しないこと自体が問題です。もし、仮に「商標登録」だけで、法人資格がないのに銀行の持ち株法人を名乗り、『ハワイ円ベース特別定期預金（ファンド）』を運営していたのだとすれば、それこそ大問題です。

5. まとめ

これまでに述べましたように、サンラ・ワールド社の募集・勧誘する投資先の事業体をはじめ、管理・仲介・斡旋などを業とする会社を含めて、同社のグループ会社には有名無実のものや、実体のないペーパー会社も存在します。それらの会社を利用して、サンラ・ワールド社が募集・勧誘する投資（出資）案件は数多くあっても、フタを開けてみれば、資金の流れは一つにつながっているのです。募集・勧誘から、預かり金の受け入れ、証書の発行、資金の運用、配当に至るまでのすべてを取り仕切っているのは、増田氏と江尻氏が所有・経営する会社です。だから、これまで被害が表面化しにくかったのではないかと私は考えています。

たとえば、『サンラ国際信託銀行』と『PGI』です。前者は、2年9ヶ月も前に銀行免許を取り消されているながら、『ハワイ円ベース特別定期預金（ファンド）』は現在も継続運営されています。そして後者は、1998年9月に設立されて以来、事業収益もないのに配当を繰り返しながら、サンラ・ワールド社が撤退を発表したのは、設立から8年後の今年の夏です。〔資料14〕の「第50回SIC定例会のご報告」に「PGI株主総会でPGI株式とARIUS3D株式を1対1で交換できることが決まり、実行されたため、我われは事実上撤退したことになります」とあるように、まったく別会社の株式保有権に転換することで、解散後の現金での分配を免れ、投資（出資）者を納得させていたのです。

投資（出資）保有権交換の手法は、サンラ・ワールド社は他の投資案件でも、たびたび使っています。それが可能なのも、投資（出資）者に手渡されている

のが投資（出資）先の有価証券ではなく、『アジア・ドリーム社』や『フロンティア・ワン社』が発行する「預り証」だからなのでしょう。極端に言えば、増田氏と江尻氏の采配で、いくらでも刷り足すことも可能です。

また、投資（出資）先の物不動産や株式を、投資（出資）者に無断で売却したり、抵当に入れたりという不正も、増田氏とサンラ・ワールド社は行っていたようです。これについては証拠資料を添えて、あらためて詳しく述べさせていただきますと思いますが、その一例は〔資料 1〕の 11 ページ目からの「スクープ！ 東日本橋ビルは、すでに売却されていた！」という見出しの記事のなかに書かれています。

財界展望記事でも、『サンラ東日本橋ビル』（資料 28）の竣工については触れていますが、このビルの所有権が、早くも 2003 年 7 月に人手に渡っていたというのです。『サンラ東日本橋ビル』が完成した 2001 年当時、サンラ・ワールド社はインターネットなどで、大々的に宣伝していました。私は、繁栄を誇示する看板代わりに建てたのだらうとと思っていたのですが、このビル自体が出資金集めの案件になっていたということは、『サンマス・ブログ』によって初めて知りました。

本件については、とくに私は調査をしていませんが、所有権が移転されていることは登記簿謄本〔資料 29〕に記載されたとおり、事実であることに疑いはありません。〔資料 1〕の同記事によれば、サンラ・ワールド社は投資者に配当を 1 回払ったきりで、あとは報告もないまま、無断で売却されていたというのですから、ひどい話です。

しかし、投資者に対する報告・説明義務違反は、サンラ・ワールド社の商法では、それほどめずらしいことではないようです。投資者に重要事項を発表せず、ウヤムヤにして、クレームをつけた人にだけ対処するというやり方は、サンラ・ワールド社の投資者からたびたび耳にしています。

株主総会を開き、別案件の株式保有権との交換が発表された『P G I』の場合は、かなり良心的な例だと思います。この『P G I』株式と 1 対 1 で交換されたというのが、〔資料 14〕のなかに書かれているように、『アリウス 3 D 社』（Arius3D, Inc.）というカナダの未公開会社の株式保有権でした。『アリウス 3 D 社』は、増田氏とサンラ・ワールド社が 2000 年から「I P O 予定」を謳い、いまだに投資金を集めつづけている案件であり、投資者らから「I P O 詐欺」を疑う声も上がりはじめています。

私は、昨年 6 月に、この『アリウス 3 D 社』の未公開株式が、サンラ・ワールド社の目玉商品となっていることを『サンマス・ブログ』（資料 30）で知り、津田ブログ開設の際に最も入念な調査を重ねた案件でした。『アリウス 3 D 社』に関する資料と情報は、膨大な量であるため、今回は津田ブログのなかの 1 つである『増田俊男, サンラ・ワールド, S I C』投資被害対策室から、時系列で要約した記事をプリントアウトして添付しておきます〔資料 31〕。

不都合な情報は隠蔽して、投資者には報告をせず、虚偽の説明で投資を煽る増田氏とサンラ・ワールド社の商法では、被害が潜在的に拡がるばかりです。さらに、同社らが展開する資金集めが、国内法に触れる疑いがあることは、や

はり否めません。

財界展望記事のなかにある増田氏の回答は、『サンラ国際信託銀行』についても、『P G I』についても、「S I C会員だけを対象に」という点を強調していましたが、ふだんから同氏とサンラ・ワールド社は投資者らに対して、「S I C会員だけを対象にしているから、不特定多数ではなく、出資法には触れない」というような説明を繰り返していました。[資料 32] は、昨年末ごろまでインターネット上で公開され、誰でも閲覧することができたサンラ・ワールド社のサイトから、S I Cを紹介するページをプリントアウトしたものです。このなかほどに、こう書かれています。

日本国における出資法その他の法規制のため、ご紹介する案件への投資およびサンラ国際信託銀行への預金は、当クラブの会員以外の方は出来ません。

つまり、増田氏とサンラ・ワールド社は、国内法の規制をよく認識していたわけです。しかし、投資や預金の情報は、インターネットやファックス情報誌の『時事直言』、自社の月刊雑誌などで、S I C会員以外の不特定多数の者に対して広範に宣伝されていました。そして、投資や預金に興味をもって問い合わせてきた人に、サンラ・ワールド社はS I Cへの入会を勧め、誰でも入会できるのです。これは、国内法の規制を知りながら、その適用を逃れようとする「脱法行為」として、私の目には映ります。しかも、国内法の規制を理解していた増田氏とサンラ・ワールド社が、S I Cの会員以外の投資者に、投資をさせていたケースも幾つか確認しています。

以上のような、増田氏とサンラ・ワールド社が展開する商法の実態は、相当な時間と労力を費やして調査することによって、ようやく明らかになるのです。一般の投資（出資）者は、自身で調べるすべさえ知らず、ただ増田氏らの説明を信じるしかなく、潜在的な被害が拡大しているのです。

増田氏とサンラ・ワールド社が、隠蔽、誇張、歪曲して発信する情報を正し、真実を伝えて警鐘を鳴らすことが、公序良俗に従った行為であると、私は確信しております。

以上